

## 4. リスクの低減措置案の検討

「2 危険性又は有害性と発生のおそれのある災害」ごとに、前述で明確になったリスクの優先度に対する措置が必要か、必要な場合どのようなリスク低減措置が考えられるか、その内容を「5 リスク低減措置案」に記入します。

さらにそのリスク低減措置が実施された場合のリスクは除去されるのか、あるいはそのリスクはどの程度下げられるのかについて検討し、その結果を「6 措置案想定リスクの見積り」欄に記入します。

## 5. 対応措置

「2 危険性又は有害性と発生のおそれのある災害」ごとに、リスク低減措置の実施状況又は安全衛生計画について「7 対応措置」欄に記入します。次年度以降に実施するリスク低減措置は、今後の安全衛生計画に活かすことが望まれます。

また、「8 備考」欄には、リスクの低減措置を実施しても、技術上の問題などで、現状ではこれ以上リスクを低減できず、やむを得ず大きなリスクが残留してしまうことがあるので、その内容を記入します。